

第2期
今治市子ども・子育て支援事業計画
(中間見直し)



令和5年3月
今 治 市

目 次

第1章 計画の見直しについて	1
1 子ども・子育て支援事業計画について	1
2 計画の中間見直しについて	1
3 計画の法的根拠と位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画見直し体制	3
第2章 量の見込み及び確保の方策	4
1 計画見直しの具体的な考え方について	4
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について	5
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保について	8
第3章 その他の見直し	1 2
1 「今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」について	1 2

第1章 計画の見直しについて

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村（特別区を含む。）は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号））に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

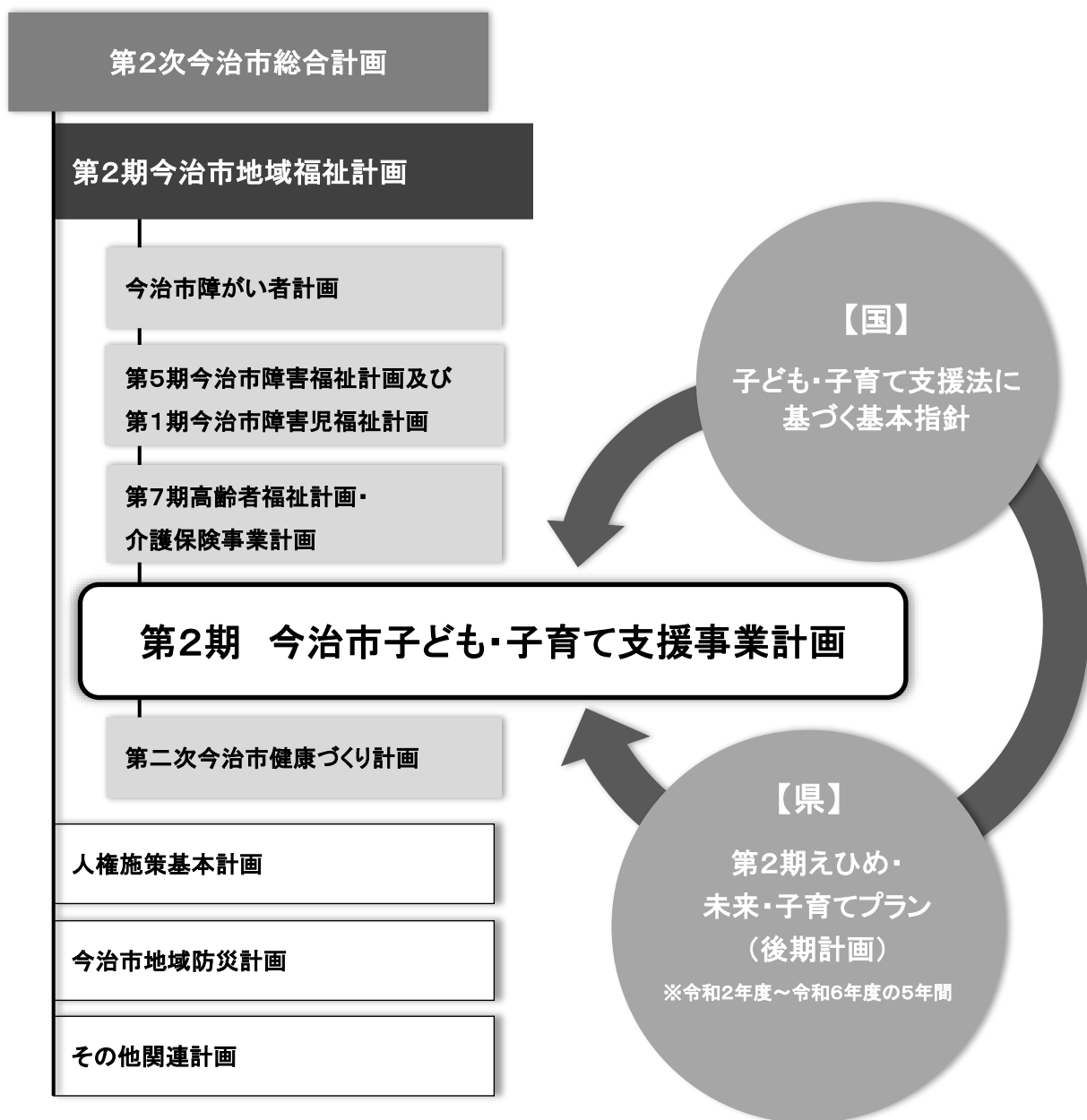
本市におきましても、子ども・子育て支援法等に基づき設置された、教育・保育部局、子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者等で構成する「今治市子ども・子育て会議」からの意見及び地域のニーズを基に、平成27年に「今治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間の終期となる令和2年3月には「第2期今治市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」（期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、引き続き、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備に取り組んでおります。

2 計画の中間見直しについて

本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間としていますが、進捗状況を把握し、必要に応じ見直しを図ることとしています。また、令和4年度は計画期間の中間年にあたることから、国の基本指針を踏まえ、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績などから児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しをすることとしました。

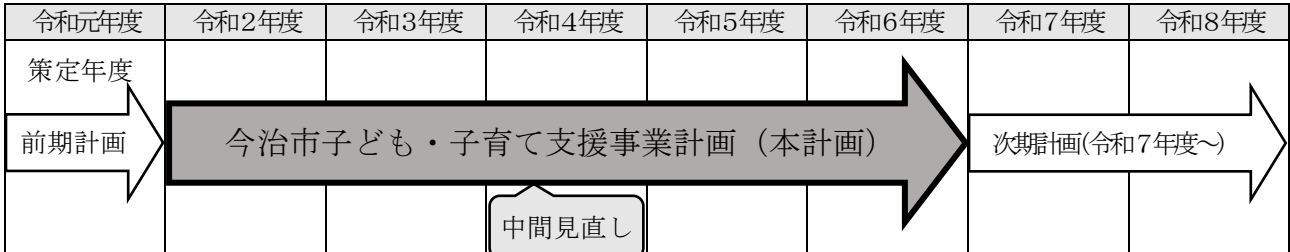
3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、「今治市次世代育成支援地域行動計画」を踏まえ、平成27年に策定された『第1期今治市子ども・子育て支援事業計画』を継承するものとします。なお、本計画は、上位計画である「今治市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。また、本計画は、「児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の行動計画を含むものです。



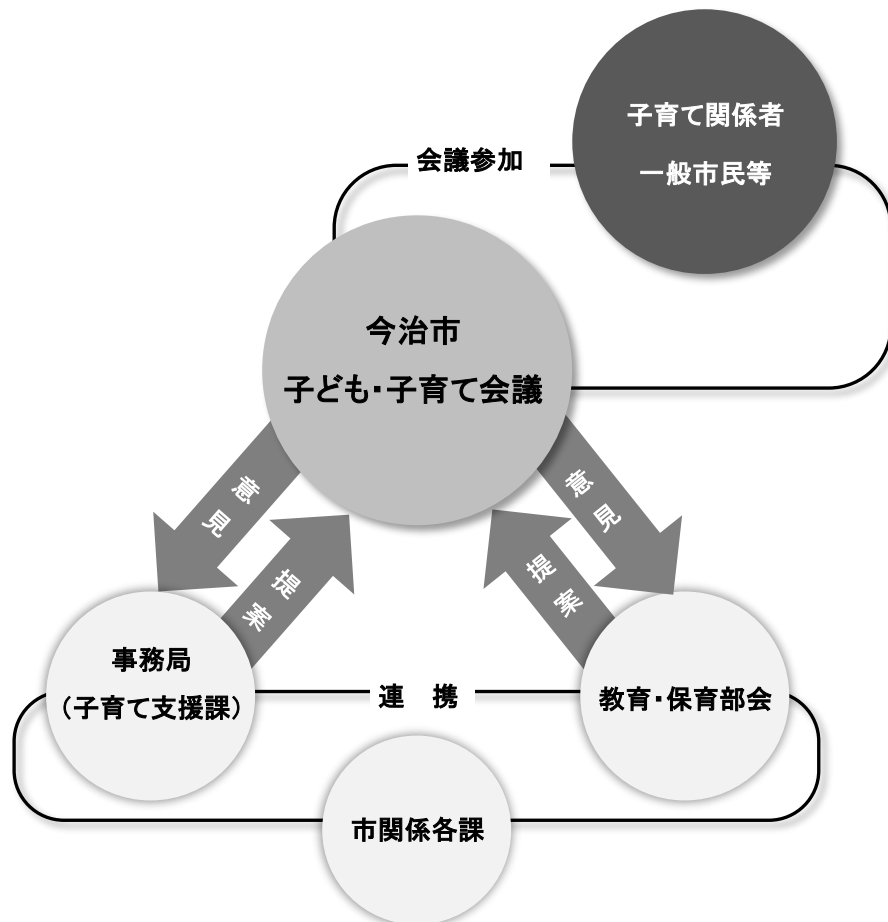
4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。令和4年度の間見直しを経て、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



5 計画見直し体制

本計画の中間見直しにあたっては、子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者等で構成する「今治市子ども・子育て会議」及び当会議の専門部会「教育・保育部会」において、本計画の見直し内容等の審議を行いました。



第2章 量の見込み及び確保の方策

1 計画見直しの具体的な考え方について

国の通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）」において、見直しを行う具体的な考え方が次のように示されました。

1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の見直し

（1）実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととします。

（2）「実績値」と「量の見込み」との比較

（1）に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行います。

また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、（4）に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応することとします。

（3）要因分析

（2）を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について、推計児童数や利用意向率、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかなどを分析する必要があります。

（4）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（3）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行います。過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要です。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意が必要です。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の見直し

上記1に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行います。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について

(1) 見直しの要否の判断

ア 実績値と量の見込みの乖離状況を分析

イ 乖離が10%以上ある場合は、原則量の見込みの見直しを行う。

ウ 10%の乖離がない場合であっても、令和4年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合は見直しを行う。

(2) 具体的な算出方法

ア 「①(補正後の)推計児童数」×「②支給認定割合」を基本とする。

イ ①について、本計画における見込みの量に対し、実績値は15%程度の乖離が生じているため、実績に応じた下方修正を行う。

ウ ②は、本計画策定時に算出した「潜在家庭類型・利用意向率」を踏まえ算出するものとする。

エ 島嶼部においては、年度によって乖離が生じているものの、令和3年度3月末実績において大きな乖離は見られないため、修正は行わないこととする。

(3) 見直し後の量の見込みに対する確保方策

保育の量の見込みの修正を行ったため、R4年度の現状における確保量を基準として量の見込みに合わせて確保内容と修正することとする。当初計画のとおり、既存私立保育所等の拡充や地域型保育事業所の拡大により3歳未満の定員の確保を行うこととする。

※以下、本計画第4章『施策展開』中、『1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供』から見直しを図るものについて抽出し掲載しています。

<確保策>

ア 陸地部

【見直しの概要】

本計画の推計人数に対し令和2年4月1日時点の0歳児実数に乖離が発生している。平成30年中の出生数に対し、令和元年中の出生数が大きく減少し、その後はなだらかに減少している状態であることから、推計児童数を補正し、全体的に下方修正を行う。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み(必要定員総数)		1,178	520	1,633	434	1,231	1,150	511	1,604	430	1,199
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,752		1,673	314	919	1,752		1,673	334	949
	確認を受けない幼稚園	600					600				
	地域型保育事業				11	32				21	60
	②小計	2,352		1,673	325	951	2,352		1,673	355	1,009
②-①		654		40	-109	-280	691		69	-75	-190

(単位：人)		令和4年度					令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み(必要定員総数)		1,108	488	1,530	425	1,189	970	433	1,360	353	988
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,752		1,673	344	979	1,610		1,568	293	894
	確認を受けない幼稚園	600					350				
	地域型保育事業				31	78				26	53
	②小計	2,352		1,673	375	1,057	1,960		1,568	319	947
②-①		756		143	-50	-132	990		208	-34	-41

(単位：人)		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み(必要定員総数)		926	409	1,285	350	979
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,610		1,568	315	924
	確認を受けない幼稚園	350				
	地域型保育事業				38	65
	②小計	1,960		1,568	353	989
②-①		852		198	3	10

◎参考：見直し前数値（本計画ページ44）

<確保策>

ア 陸地部

令和2年度時点の市内の教育・保育施設を最大限に活用するとともに、地域型保育事業を計画的に拡大することにより計画期間内での待機者の解消を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,178	520	1,633	434	1,231	1,150	511	1,604	430	1,199
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	1,752		1,673	314	919	1,752		1,673	334	949
	確認を受けない 幼稚園	600		/	/	/	600		/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	11	32	/	/	/	21	60
	②小計	2,352		1,673	325	951	2,352		1,673	355	1,009
②-①		654		40	-109	-280	691		69	-75	-190

(単位：人)		令和4年度					令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,108	488	1,530	425	1,189	1,074	470	1,475	421	1,178
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	1,752		1,673	344	979	1,752		1,673	354	1024
	確認を受けない 幼稚園	600		/	/	/	600		/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	31	78	/	/	/	41	96
	②小計	2,352		1,673	375	1,057	2,352		1,673	395	1,120
②-①		756		143	-50	-132	808		198	-26	-58

(単位：人)		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,059	463	1,452	417	1,167
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	1,752		1,673	374	1,054
	確認を受けない 幼稚園	600		/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	51	116
	②小計	2,352		1,673	425	1,170
②-①		830		221	8	3

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保について

以下、本計画第4章『施策展開』中、『2 子育て支援の充実』から見直しを図るものについて抽出し掲載しています。

本計画ページ49

【1-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室】

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【見直しの概要】

低学年は、児童数見込に直近2年の利用率、女性就業率の上昇を考慮した数値に変更する。高学年は、受入れを実施しているクラブの児童数込みに平均利用率、女性就業率の上昇を考慮した数値に変更する。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,622	1,521	1,587	1,517	1,474
1年生	542	505	533	522	489
2年生	537	500	528	442	460
3年生	342	319	336	329	309
4年生	129	129	120	127	124
5年生	58	54	57	56	52
6年生	14	14	13	41	40
②確保の内容	1,480	1,480	1,510	1,580	1,580
②-①	-142	-41	-77	63	106

◎参考：見直し前数値（本計画ページ49）

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,622	1,521	1,587	1,564	1,472
1年生	542	505	533	522	489
2年生	537	500	528	517	485
3年生	342	319	336	329	309
4年生	129	129	120	127	124
5年生	58	54	57	56	52
6年生	14	14	13	13	13
②確保の内容	1,480	1,480	1,510	1,521	1,559
②-①	-142	-41	-77	-43	87

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

【見直しの概要】

令和3年度より実施する、子育て世代や子育て支援機関の代表者と市長との座談会「子どもが真ん中親会議」において、島しょ部に子育て中の保護者が集まることのできる場所を望む市民ニーズが多数あったことから、子育て中に相談できる場の必要性を考慮し、島しょ部に1か所設置する。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
②確保の内容	月間延べ	8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
	実施か所数	9	9	9	10	10
②-①		0	0	0	0	0

◎参考：見直し前数値（本計画ページ50）

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
②確保の内容	月間延べ	8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
	実施か所数	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

【1-9 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

【見直しの概要】

本計画の推計人数に対し令和2年4月1日時点の0歳児実数に乖離が発生している。平成30年中の出生数に対し、令和元年中の出生数が大きく減少し、その後はなだらかに減少している状態であることから、推計児童数を補正し下方修正を行う。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		955	948	940	776	771
②確保の内容	年間延べ	955	948	940	776	771
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

◎参考：見直し前数値（本計画ページ55）

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		955	948	940	933	926
②確保の内容	年間延べ	955	948	940	933	926
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【1-11 妊婦健診事業】

【見直しの概要】

本計画の推計人数に対し令和2年4月1日時点の0歳児実数に乖離が発生している。平成30年中の出生数に対し、令和元年中の出生数が大きく減少し、その後はなだらかに減少している状態であることから、推計児童数を補正し下方修正を行う。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	953	945	937	776	771
②確保の内容	953	945	937	776	771
②-①	0	0	0	0	0

◎参考：見直し前数値（本計画ページ57）

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	953	945	937	931	924
②確保の内容	953	945	937	931	924
②-①	0	0	0	0	0

第3章 その他の見直し

1 「今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」について

本計画を切れ目なく効果的に実施するため、令和4年4月に策定した組織体制などのアクションプラン「今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」を、本計画に以下のとおり位置づける。

【見直しの概要】

本計画第5章『推進体制』中、『1 計画の推進に向けて』の『(1) 庁内推進体制』の文中後段に追記する。

本計画ページ87

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

また、本計画を切れ目なく効果的に実施するため令和4年4月に策定した組織体制などのアクションプラン「今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」とも整合性を図り、本市の子育て支援施策を推進していきます。

.....
発行年月：令和5年3月
発行：今治市
編集：今治市 こども未来部 ネウボラ政策課
〒794-8511
愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL：(0898) 36-1553 (直通)
FAX：(0898) 34-1145 (直通)
E-mail：neuvola@imabari-city.jp
.....

